配偶者　添付書類確認チャート

所得税控除は？	職業は？	必要な添付書類
㊒	パート アルバイト	○申立書 ○給与等証明書 ※R8.4.1以後に労働条件通知書で認定されている方は、労働条件通知書でも可 ただし、年間収入が130万円未満であることが明確に判断できる場合のみ ○被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 （勤務先の要請により一時的に年間収入が130万円を超過する方）
	自営業等	○申立書 ○確定申告書（写）及び内訳書（写）※マイナンバー部分はマスキング処理 紙申告：受付日記載のリーフレット　　電子申告：受信確認資料
	無職	○申立書
無	パート アルバイト	○申立書 ○給与等証明書 ※R8.4.1以後に労働条件通知書で認定されている方は、労働条件通知書でも可 ただし、年間収入が130万円未満であることが明確に判断できる場合のみ ○被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 （勤務先の要請により一時的に年間収入が130万円を超過する方）
	自営業等	○申立書 ○確定申告書（写）及び内訳書（写）※マイナンバー部分はマスキング処理 紙申告：受付日記載のリーフレット　　電子申告：受信確認資料
	無職	○申立書 ○非課税証明書

令和8年度より配偶者の扶養手当が支給されなくなったため、**配偶者を扶養されている方には、扶養事実申立書をご提出いただくこととなりました**ので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。